

船橋市附属機関等の設置及び運営に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、附属機関及び附属機関に準ずるもの（以下「附属機関等」という。）の設置及び運営について、留意すべき基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 市民・学識経験者等で構成され、市の事務について必要な調停、審査、審議又は調査等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長その他の執行機関等に設置されたものをいう。
- (2) 附属機関に準ずるもの 附属機関には該当しないが、その設置目的等に照らして附属機関に近い性質をもつものをいう。

(附属機関等の設置)

第3条 附属機関等の設置の際には、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 行政の簡素・効率化、行政責任の明確化の見地から真に必要なものに限る。
- (2) 市民や有識者の意見を聴く場合にあっては、関係団体等からの意見聴取等の実施についても検討し、安易な附属機関等の設置は避ける。
- (3) 設置目的及び審議事項が類似する附属機関等の設置を防ぐため、所掌事務をできるだけ広範囲とする等、既設の附属機関等を活用して、弾力的・機動的な運営を図るものとする。
- (4) 附属機関等の新設の際には、その位置付けを明確にするため、附属機関として設置することに努めることとし、附属機関に準ずるものとして設置する場合は、可能な限り時限を付する。

(委員)

第4条 附属機関等の委員の選任の際には、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 委員数は、原則として20人以内とする。ただし、法律等に定めがある場合等、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 委員に占める女性の比率は、30%以上に高めるように努める。
- (3) 市職員及び市職員退職者は、当該附属機関等の不可欠な構成要素である場合を除き、原則として委員としない。
- (4) 委員を選任する際には、委員の公募の導入について検討し、その設置目的、審議内

容等を勘案し適当と認められる場合は、順次その実施に努めるものとする。

- (5) 委員がその職責を十分に果たし得るよう、1人の者が就任することができる附属機関等の数は、5機関以内とする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (6) 委員の任期は、原則として2年以内とする。また、再任は妨げないが通算して10年を超えないものとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (7) 委員は、行政への市民の意見反映等の観点から、幅広い年齢層から選ぶものとする。
- (8) 会長等は、合議体の自立性を重視し、委員の互選により定めることを原則とする。
- (9) 委員の氏名及び役職等は、当該情報を公にすることにより当該委員の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除き、ホームページ等で公表することをあらかじめ周知し、委員就任後は、委員の氏名及び役職等を公表すること。

(附属機関等の見直し)

第5条 既に設置されている附属機関等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討する。

- (1) 所期の目的が既に達成されているもの
- (2) 審議事項そのものが減少する等設置の必要性が低下しているもの
- (3) 設置目的、所掌事務及び委員の構成等が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
- (4) 設置するまでもなく、公聴会又は個別の意見聴取によっても設置の目的が達成できると認められるもの

(その他)

第6条 新たに附属機関等を設置する場合、また、既に設置されている附属機関等を廃止又は統合する場合には、附属機関等の総括担当部課に協議するものとする。

附 則

この指針は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年1月4日から施行する。